

日の出町耐震改修促進計画 を策定しました

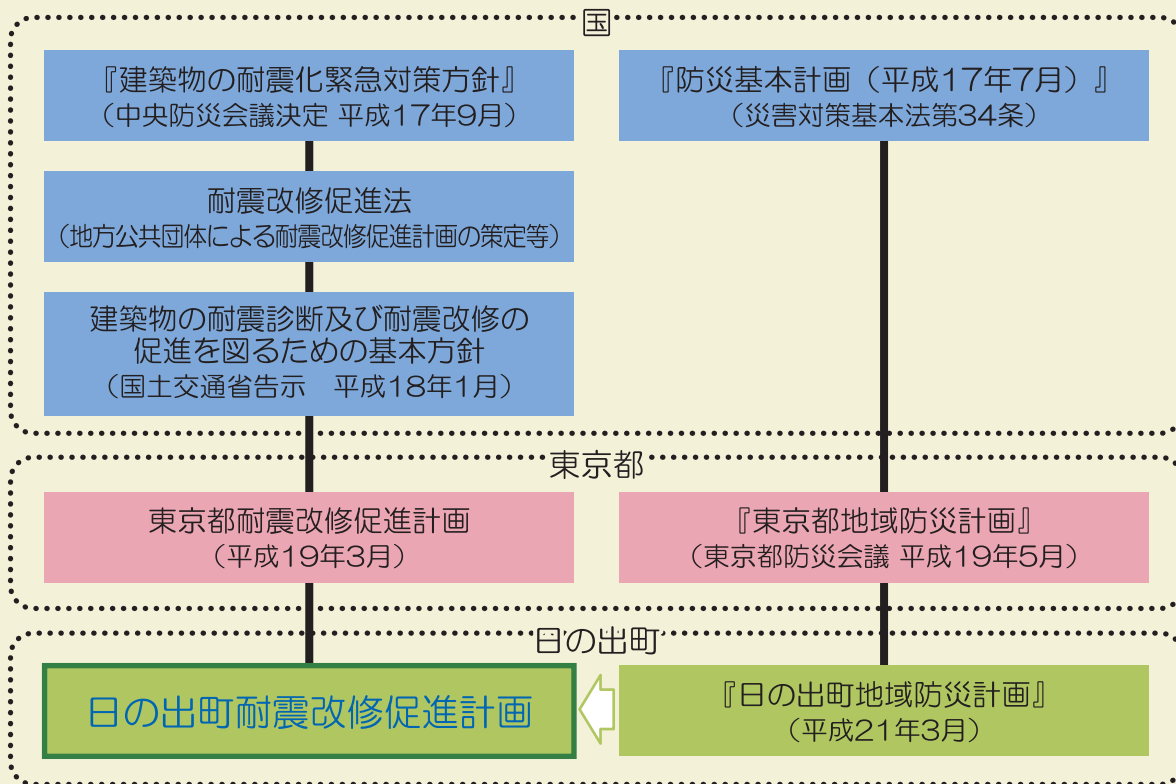
阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、更にそのうちの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、新潟県中越地震（平成16年10月発生）、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生）など大地震が頻発しており、我が国においては、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

このような背景のもと、計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）が改正され、各公共団体において計画的な耐震化を進めるため、耐震改修促進計画を策定することになりました。

日の出町では、これまで東京都と協力しながら住宅や建築物の耐震化を進めてきましたが、これまで以上に促進し、町民の生命や財産を守るため、具体的な耐震化の目標や必要な施策を定める「日の出町耐震改修促進計画」を策定しました。

日の出町耐震改修促進計画の位置づけ



平成21年3月

☉ 日の出町

1. 日の出町耐震改修促進計画の目的等

日の出町耐震改修促進計画は、日の出町内の住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震時における建築物の倒壊等による被害を低減し、町民の生命及び財産を守ることを目的としています。

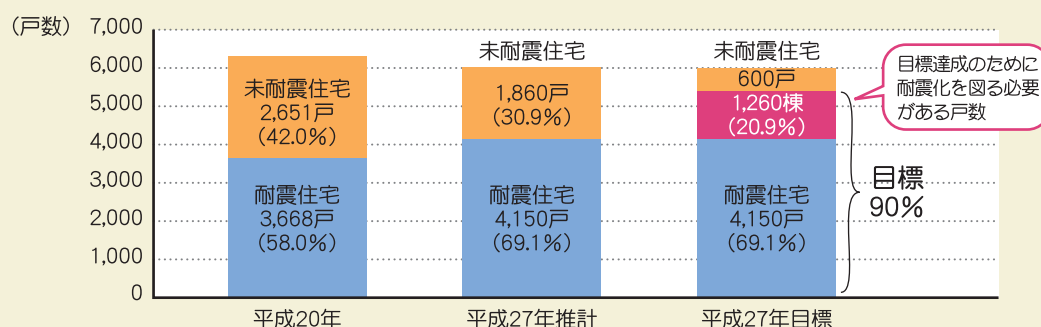
- 対象とする区域：日の出町全域
- 計画期間：平成20年度から平成27年度
- 対象建築物
 - 住 宅
 - ・戸建住宅(長屋住宅を含む)、共同住宅
 - 民間特定建築物(耐震改修促進法第6条に定める特定建築物)
 - ①多数の者が利用する建築物(学校、体育館、病院、集客施設など)
 - ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
 - ③地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物
 - 公共建築物
 - ・町立小中学校、町営住宅等、町が所有する公共建築物のうち防災上重要なもの

2. 耐震化の現状および目標

<耐震化の現状と目標>

● 住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率 58%(平成20年)に対し、90%(平成27年)を目指します。



● 特定建築物の耐震化の目標

①多数の者が利用する建築物

現状の耐震化率 75%(平成20年)に対し、90%(平成27年)を目指します。

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

火薬類、石油類その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場については、現状では該当する建築物はほとんどありませんが、その実態を把握の上、耐震化の促進に努めます。

③地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物

地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物については、現状では該当する建築物はほとんどありませんが、東京都において定められている「緊急輸送道路」、及び日の出町地域防災計画等で定める緊急啓開道路の沿道の実態を把握の上、耐震化の促進に努めます。

● 町有公共建築物の目標

現状の耐震化率 68%(平成20年)に対し、100%(平成27年)を目指します。

3. 耐震化の取組み方針

<耐震化の基本方針>

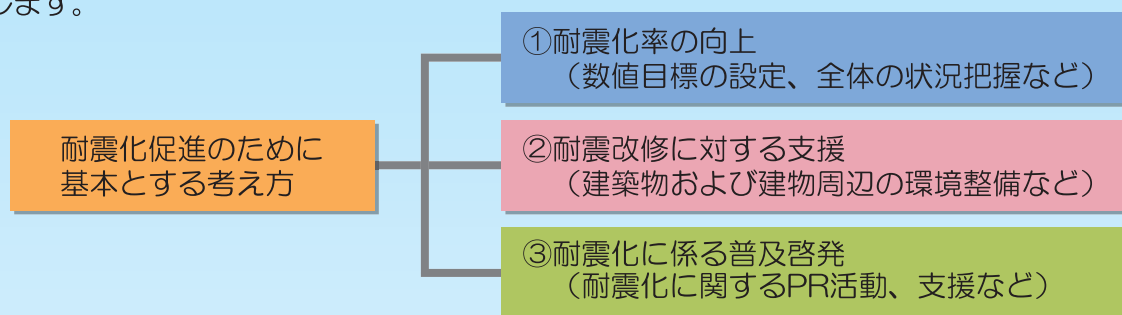
- 日の出町耐震改修促進計画の実施にあたっては、住宅・建築物耐震改修等事業の積極的な活用を図るとともに、東京都、建築関連団体、建築物の所有者等との連携と協力のもと、積極的に建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図ることとします。
- ①公共施設の耐震化、②一般住宅の耐震化、③不特定多数の人が利用する施設の耐震化、④地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化について、早期かつ、重点的に進めていきます。

<公共建築物における耐震化の取組み方針>

- 公共建築物において耐震補強を要する建物については、目標年次となる平成27年までに全て完了するべく、着実に耐震改修の促進を図るものとし、耐震化率100%を達成するものとし、
- 今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行っていきます。

<民間建築物における耐震化の取組み方針>

- 建築物の耐震化を促進するためには、住宅や建築物の所有者が、地域防災の観点から、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが大切です。また、個々の住宅や建築物は、都市を構成する社会資本であり、その耐震性を向上することは災害に強いまちづくりを行う上で不可欠です。
- このため日の出町では、耐震診断および耐震改修を促進するための取組み方針として、「耐震化率の向上」、「耐震改修に対する支援」、「耐震化に係る普及啓発」の3つの観点で、耐震化の促進を図っていくものとし、



4. 耐震化に係る総合的な施策の展開

<耐震改修に対する支援>

- 耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の設置
相談窓口をまちづくり課(都市計画係)に設置し、助成制度や耐震改修促進税制等の支援策について、適切に情報提供を行います。
- 専門家による木造住宅の一般耐震診断の実施
木造住宅の一般耐震診断を希望する町民に対して、専門家を紹介します。
- 税に関する支援
平成18年度税制改正等において耐震改修促進税制で創設された「固定資産税の減額措置」、「所得税の控除措置」の周知を図り、耐震化の促進を図ります。
- 木造住宅耐震促進助成
昭和56年5月以前(新耐震基準以前)に建築された民間木造住宅において、耐震診断に要する費用の一部を助成し、今後、耐震改修工事費用の一部助成を検討します。
- 非木造住宅および住宅以外の建築物への助成事業の検討
共同住宅、店舗・事務所等に対する助成事業の実施を検討します。
- 住宅非主要構造部工事の助成の検討
家具類の転倒防止、ブロック塀の耐震性、窓ガラス等ビル落下物の対策についても相談にに応じていくとともに、ブロック塀の倒壊防止対策の検討を行います。



<耐震化に係る普及啓発>

● 地域危険度の周知

地域の危険性に対する町民や事業者の意識啓発を図るため、町では「地域危険度測定調査」(東京都)の結果を活用して地域の危険度を周知していきます。

● 耐震診断・耐震改修のPR、情報提供

町民や建物所有者が耐震診断および耐震改修を実施するためには、町などが実施する支援制度や耐震化の基準などについて正確に把握することが重要です。このような観点から、耐震診断等を町民の身近なものとするため、啓発活動に努めるものとします。

- ①耐震診断等のリーフレット、パンフレットの配布
- ②広報、ホームページによる情報提供
- ③その他普及啓発活動

● 「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の普及活用に向けた周知

東京都で紹介している木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置についての優れたアイデアや事例を活用し、建築物の耐震性能や免震技術等の情報提供についても実施していきます。

● リフォーム時の耐震化の促進

リフォームに併せて耐震改修を行うことは、費用や手間の面でも効果的であることから、町では情報提供や事例紹介等により、リフォーム時の耐震化を促していきます。

<耐震化に係る関連施策の推進>

● 家具転倒防止器具の助成

地震発生時には、屋内収容物によって負傷者がでることが予想されます。このため、町では家具転倒防止器具助成事業(ガラス飛散防止フィルムを含む)を促進し、防災訓練等において家具転倒防止の推進を呼びかけていきます。

● 落下物対策

地震が発生した際、ガラスや外壁タイル等の落下する恐れのある建築物、広告塔及び看板等の屋外広告物などが落下する危険性がある建築物の所有者等に対し、所管行政庁や関係団体と連携しながら、適切に対応していきます。

● ブロック塀の倒壊防止対策

地震発生時には、ブロック塀の倒壊等で死者・負傷者がでることが予想されます。町では、安全性確保の観点からブロック塀の所有者等に対し、生垣化を誘導していくとともに、塀の高さや控え壁の間隔などの正しい技術基準について周知に努めます。

● 住宅マスタープランとの施策連携

本計画の実現に向けて、住宅マスタープランの施策と連携しつつ、耐震化の促進を図ります。

<協働による計画の推進>

● 地域住民との連携

地域住民との連携を図るため、広報活動やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図ります。

● 所管行政庁との連携

東京都(多摩建築指導事務所)との連携・協力体制を築き、特定建築物の耐震化の促進に努めます。

● 関係団体との連携

建築関係団体とも連携・協力し、建築物の所有者等と適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組みます。

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

[お問い合わせ先]

日の出町 まちづくり課 都市計画係

TEL:042-597-0511 FAX:042-597-3117

e-mail:machi@town.hinode.tokyo.jp

R100
古紙バブル配合率100%再生紙を使用